

# 公立大学法人大阪フルタイム高度専門職員給与規程

制 定 令和 7. 6. 30 規程 233

最近改正 令和 8. 3. 30 規程 90

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人大阪有期雇用教職員就業規則（以下「有期雇用教職員就業規則」という。）第 45 条の規定に基づき、同条第 4 号に掲げるフルタイム高度専門職員（以下「フルタイム高度専門職員」という。）の給与に関する事項を定めるものとする。

### (給与の種類)

第 2 条 フルタイム高度専門職員の給与は、年俸、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、管理職員深夜勤務手当及び共同研究等貢献手当とする。

## 第 2 章 年俸の決定

### (年俸の決定)

第 3 条 フルタイム高度専門職員の年俸の額は、その者の業務内容、経歴及びその者の業務内容に係る労働市場における給与水準等を勘案して個別に決定した区分の別に応じ別表に定めるとおりとする。

2 その者の従事する職務の内容、経歴等を考慮し、理事長が特に必要と認める場合については、別表の S S 区分に定める基準を超えて 1 万円単位で年俸の額を決定することができる。

### (年俸の計算期間)

第 4 条 年俸の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

### (年俸の改定)

第 5 条 第 3 条に定める年俸の額は、毎年 4 月 1 日に、改定することがある。

2 年俸の改定は、その者の年俸の計算期間における業績評価結果の区分に応じ、次の表に定めるとおりとする。

業績評価結果	年俸改定の方法
上位	第 3 条の規定により決定された年俸額（以下「標準年俸額」という。）に標準年俸額に 100 分の 3 を乗じて得られる額を加えた額とする。
標準	標準年俸額とする。
下位	標準年俸額から標準年俸額に 100 分の 3 を乗じて得られる額を減じた額とする。

### (年俸の情勢改定)

第6条 前条に定めるほか、理事長が必要であると認める場合については、本法人の業務の実績及び社会一般の情勢を考慮し、年俸を改定することができる。

2 前項の規定により、標準年俸額の改定があった場合における前条第2項の適用については、前項の規定による改定後の標準年俸額を標準年俸額とみなす。

### 第3章 年俸の支給方法等

#### (年俸の支給方法等)

第8条 年俸の支給方法、退職者の年俸、手当及び給与の支払日等については、公立大学法人大阪特別招へい教員給与規程第3章から第6章までの規定を準用する。

#### 附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

#### 附 則 (令和8.3.30 規程90)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

#### 別表

区分	年俸額 (円)
S S	20,000,000円を超えない範囲 で個別に定める
S	15,000,000円を超えない範囲 で個別に定める
A	13,440,000
B	12,720,000
C	12,000,000
D	11,280,000
E	10,560,000
F	9,840,000
G	9,120,000
H	8,400,000
I	7,680,000

備考) S S区分及びS区分の場合の年俸額は1万円単位で定める。